

器具容器包装の試験法改正（案）について 厚生労働省



平成 23 年 8 月 2 日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の器具容器包装部会において、食品添加物の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）中の、ポリスチレンを主成分とする合成樹脂及びゴム製の器具容器包装の試験方法改正について改正案が提示されました。

その概要は、以下の通りです。

① ポリスチレンを主成分とする合成樹脂の器具又は容器包装

・揮発性物質の材質試験

現行法:試料をテトラヒドロフランに溶解後、ガスクロマトグラフィーで測定



改正案:テトラヒドロフラン不溶解時は、ジクロロベンゼンを溶媒としたヘッドスペース法を適用

② ゴム製の器具又は容器包装

(1) カドミウム及び鉛の材質試験

現行法:灰化法で分解



改正案:シリコンゴム等、回収率が低下しやすい試料はアルカリ熔融法も適用可

(2) 2-メルカプトイミダゾリン

現行法:ソックスレー抽出 & 薄層クロマトグラフィー



改正案:浸漬法(一晚) & 高速液体クロマトグラフィー

当社は、器具容器包装及びおもちゃに関する食品添加物の規格基準に準じた検査に対応しております。ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 2011年8月2日付 厚生労働省 HP

化学分析箇所 加藤吉紀